

新型コロナ対応と個人データ・ プライバシー保護

2021年8月5日

長島・大野・常松法律事務所
パートナー 弁護士 鈴木明美

はじめに ～ 新型コロナが浮き彫りにした課題

- 公衆衛生上の要請と、個人情報・プライバシー保護のバランス
- パンデミックにおけるデータ活用・政府のデジタル化のニーズ
- 「2000個問題」

⇒令和3年改正で手当

PPCによる積極的な解釈
運用につながるか

「2000個問題」情報共有の壁 個人情報条例、共通ルール化着手 コロナ対策でも支障

2020/11/24 朝日新聞 朝刊 7ページ 1505文字

全国の自治体などに約2千個あると言われる個人情報保護条例。国と地方などの情報共有の壁になってきた、この「2千個問題」を解消するため、政府は個人情報保護法を改正し、全国共通のルールづくりに乗り出す。新型コロナウィルスへの対応でも、患者などの情報共有に支障が出ており、来年の通常国会にも改正案を提出する方針だ。

新型コロナの感染拡大を受けた緊急事態宣言が出る約1カ月前の3月5日、神奈川県は県民一人ひとりの健康状態に合わせたお役立ち情報を通信アプリ「LINE」で提供するサービス「新型コロナ対策/パーソナルサポート」を始めた。専用フォームで入力した体調や年齢、病歴などのデータを慶応大学が分析し、必要な相談窓口や注意事項などが届くしくみだ。

LINEはこのサービスを全国展開しようとした。だが、今秋までに導入できたのは33都道府県。多くで導入が遅れたほか、残る14県は導入自体を見送ったという。ここで障壁になったのが、自治体によって個人情報保護条例が異なる「2千個問題」だった。

このサービスで活用する病歴などの利用者のデータは、LINE上で都道府県が取得する。こうしたデータは国の個人情報保護法では「要配慮情報」とされ、法律に基づいて行う事業なら、本人の同意なしで取得できると定められている。ところが、都道府県の条例の中には要配慮情報の定義がなかったり、取得するために審議会の答申が必要だったりするものがある。これが導入に時間を要し、一部の自治体が面倒に感じてやめる原因にもなった。

LINE社員の足立昌穂（まさとし）弁護士は「条文の内容に大差はないが、運用や解釈が違うため、神奈川県以外での展開は想定での2～3倍の時間がかかった」と話す。

新型コロナ対策では、条例の違いから、各地の保健所と市区町村がうまく情報共有できなかったり、感染者情報の発信が自治体によって違ったりするケースが出た。災害時にも、避難者の情報を民間支援団体とうまく共有できなかったり、行方不明者の公表で混乱が起きたりした例もある。

感染症関連の法令

感染症法

- 発生届
- 積極的疫学調査
 - 感染症の発生の状況・動向・原因・予防のための質問・調査
- 公表義務
 - 感染症の発生の状況・動向・原因及び予防・治療に必要な情報
 - 公表にあたっては「個人情報の保護に留意しなければならない」

検疫法・入管法

- 検疫感染症は、質問、診察・検査、隔離、停留、消毒等の措置の対象
- ↓
- 新型コロナの水際措置として：
 - 全ての入国者について、MySOS（入国者健康居所確認アプリ）による位置情報の報告・保存
 - 上のアプリによる個人情報の収集についての誓約書
 - 違反した場合には氏名公表

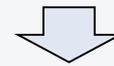
感染症関連の法令

新型インフルエンザ特措法

- 対策による国民の自由と権利に対する制限は、対策を実施するため必要最小限のものでなければならない
- 患者等の人権が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようにするため、実態の把握・相談支援・情報の収集等を行う

予防接種法

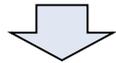
- 新型コロナワクチンは臨時接種の特例
- ワクチン接種は努力義務
- 予防接種台帳は各市町村が5年間保存



- 新たに「**ワクチン接種記録システム (VRS)**」をローンチ
 - データ反映までのラグ（2~3ヶ月）や接種証明への対応のため
 - 利用・入力は要請ベース
 - マイナンバーを活用して、他の自治体へ提供
- 副反応疑い報告・予防接種後健康情報調査について、SNSやオンラインフォームを活用

個人情報における位置付け

- 新型コロナの罹患・陽性判定 = 要配慮個人情報



取得・第三者提供について本人同意が必要
オプトアウト禁止

- 本人同意の例外
 - 法令に基づく場合
 - 人の生命、身体又は財産の保護のために必要 + 本人の同意困難
 - 公衆衛生の向上のために**特に**必要 + 本人の同意困難
 - 国・地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要 + 本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれ

(参考) 令和3年改正

「条例要配慮個人情報」⇒地域特性に応じて追加で特定できるが、地方公共団体による取得・提供等への独自の規律は不可

ワクチン接種情報・証明書

- ワクチン接種情報 = 要配慮個人情報に準ずる
プライバシーにも留意の上、取得 + 第三者提供は慎重に行う

【参考：EU】

- 雇用主によるワクチン接種情報の収集について、適法化根拠の有無について国によって見解が分かれている
 - GDPR 9 条 2 項 b 号（雇用の分野における管理者の義務を履行する目的）
- EU COVID Certificate：7月1日から運用開始
 - ワクチン接種のみならず、PCR・迅速抗原検査の陰性、罹患・回復が証明の対象
 - European Data Protection Board (EDPB) と European Data Protection Supervisor (EDPS) が意見提出

接触確認アプリ

1. 経緯

2020.4	内閣官房新型コロナウイルス感染症対策テックチーム発足
2020.5	テックチーム有識者検討会合 プライバシー及びセキュリティ上の評価及びシステム運用上の留意事項 PPC コンタクトトレーシングアプリを活用するための考え方
2020.6	Ver. 1.1.0リリース
2021.1	Android版アプリの不具合判明
2021.4	COCOA不具合調査・再発防止策検討チームによる報告書

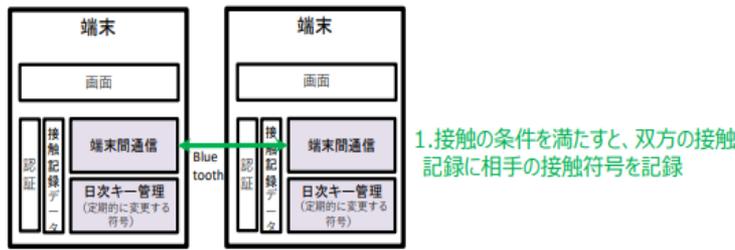
現在はVer. 1.2.5まで更新、DL数は291万回、陽性登録件数は21,931件（7月末現在）

接触確認アプリ（つづき）

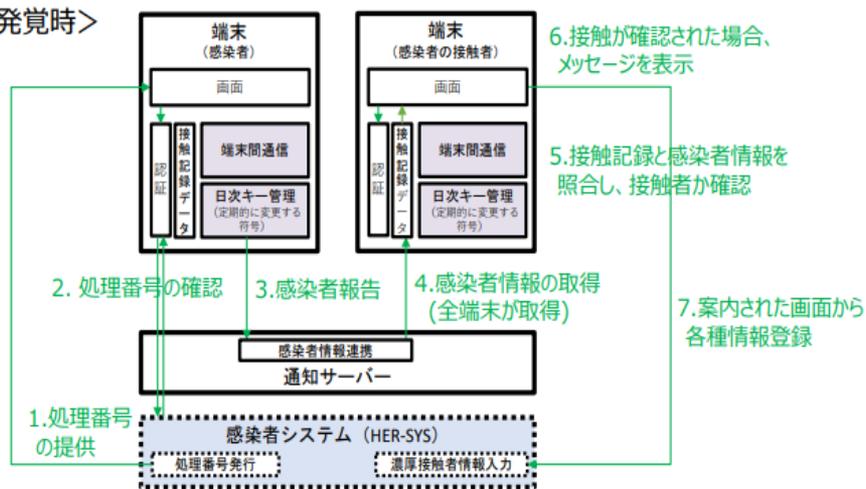
2. COCOAの仕組み

位置情報の取得なし、端末マッチング型
⇒プライバシーに最大限配慮

<通常時>



<陽性発覚時>



1. 各国における接触確認アプリの比較（プライバシーと公衆衛生のバランス）

- プライバシーに対する世論と、公衆衛生学上の要請をどのようにバランスさせるか、各国それぞれの実情に応じて対応。

国	接触把握方法 (位置情報利用/Bluetooth利用)	電話番号等の 個人情報取得	陽性者データ管理 (中央サーバー型/ 個別端末分散型)
中国	自己申告 (位置情報、決済情報等は当局が把握可能)	電話番号等を予めプラットフォームのアプリ導入の際に取得	中央サーバー型
インド	位置情報 + Bluetooth	位置情報・電話番号取得 (氏名、年齢、性別、職業、渡航歴、喫煙歴も取得)	中央サーバー型
イスラエル	位置情報 (Bluetooth併用型の開発を進める)	位置情報	分散型
オーストラリア	Bluetooth	電話番号取得 (氏名、郵便番号、年代も取得)	中央サーバー型
シンガポール	Bluetooth	電話番号取得	中央サーバー型
英国、フランス	Bluetooth	なし	中央サーバー型を検討中
ドイツ、スイス、エストニア等	Bluetooth	なし	分散型を検討中 (Google・AppleのAPI活用)

出典：羽深 宏樹 「接触確認アプリCOCOA導入の背景と特徴」
(https://www.jlf.or.jp/wp-content/uploads/2020/08/kenshu_200710_004.pdf)

出典：新型コロナウイルス感染症対策テックチーム事務局「接触確認アプリの導入に係る 各国の動向等について」（一部略）
(https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/techteam_20200508_02.pdf)

接触確認アプリ（つづき）

3. 有識者検討会合による検討

- 検討項目：プライバシー、セキュリティ、透明性、インクルーシブネス等
 - 処理番号は行個法上の要配慮個人情報
 - 「行個法（中略）の適用関係にかかわらず、サービスの利用開始及び陽性者登録等の重要な局面において、ユーザーの同意を取得することを原則とすると共に、情報のライフサイクル（取得、保管、利用、移転、削除）の各過程において、プライバシーに対する十分な配慮」必要
- ⇒PPCのガイダンス（2020年5月1日）でも、個人の任意の判断に依拠することの重要性が強調されている

サーマルカメラ

- PPC：検温情報に関するガイダンス（2021年3月19日）
 - 顔画像を撮影し、そこから抽出した顔特徴量を用いて非接触式体温測定を行う場合
 - 顔画像＝個人情報、検温情報≠要配慮個人情報
- MIC & METI：「民間事業者によるカメラ画像を利活用した公共目的の取組における配慮事項～感染症対策のユースケースの検討について～」
 - 運用実施主体を明確化し、利用目的を公表
 - 可能な限り事前告知
 - データは出来る限り即時廃棄、アクセス制御その他安全管理措置

（参考）フランス 2020年6月21日コンセイユデータ判決
小学校入り口前のカメラ（全員の体温が測定され、機器操作者がおり、体温が高い場合は入校できない）＝自由な同意ではなく、GDPR違反

（金塚彩乃「体温測定と個人情報」第5回情報法制シンポジウム報告

https://www.jilis.org/events/data/20210713jilis_online-sympo-kanezuka.pdf

ご静聴ありがとうございました

お問い合わせ先：

鈴木明美（すずき・あけみ）

akemi_suzuki@noandt.com

長島・大野・常松法律事務所パートナー

主な取扱分野は、クロスボーダーを中心とする企業法務一般のほか、国内外の企業に対するデータ保護規制、プラットフォームビジネス規制、その他データにまつわる様々な法律問題に関する助言。

ヘルスケア・個人情報保護に関連する近時の著作：

- GDPRが製薬企業の事業活動に与える影響
NO&T Health Care Law Update ～薬事・ヘルスケアニュースレター（法律救急箱）～ 第18号（2021年2月）
- カリフォルニア州プライバシー権法（California Privacy Rights Act of 2020）
NO&T Data Protection Legal Update ～個人情報保護・データプライバシーニュースレター～ 第1号（2020年12月）
- カリフォルニア州消費者プライバシー法（CCPA）
NO&T Client Alert（2019年9月25日号）